

事 務 連 絡
平成17年9月14日

都道府県
各 指定都市 生活保護主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

介護保険制度の改正に伴う生活保護制度の取扱いについて

平成17年10月施行分の介護保険制度の改正に伴う生活保護制度の取扱いについては、平成17年8月24日付事務連絡「介護保険制度の改正に伴う生活保護制度の取扱い（案）の送付について」により改正案等を送付したところですが、その修正及び追加がありますので送付します。

なお、正式通知については、順次発出することとしていますが、告示改正の手続き中であることから告示の内容に係る通知は発出が遅くなるものと考えられます。また、通知案については、字句修正等があり得ることを申し添えます。

（資料）

- 資料1 8月24日付事務連絡により送付した資料の修正版
- 資料2 8月24日付事務連絡によりいただいた主な質問・要望等への回答
- 資料3 施設サービス及びショートステイの請求書の記載例（国保中央会作成）

（通知案）

- 社会・援護局長通知
 - ・ 「生活保護法による介護扶助の運営要領について」の一部改正
- 保護課長通知
 - ・ 「生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について」の一部改正
 - ・ 「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取扱いについて（通知）」
 - ・ 「境界層該当者の取扱いについて」

介護保険制度の改正（10月施行分）に伴う生活保護制度における対応について
（下線部分が8月24日付事務連絡からの補足、修正部分）

1 介護保険の被保険者についての食費及び居住費の取扱い

(1) 介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）における食費及び居住費の取扱い

（食費の取扱い）

- 介護保険による補足給付（特定入所者介護サービス費）がなされた後の自己負担額（「食費の負担限度額」（300円/日（実際の食費が「食費の負担限度額」を下回る場合には、その額））については、従来どおり、国保連払いの介護扶助費として支給する。

※ 食費について、300円/日を超える額で国保連に請求した場合は返戻される。

（居住費の取扱い）

- 多床室については、居住費が全額介護保険（特定入所者介護サービス費）により賄われるため、居住費の負担は発生しない。
- ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室（現行の「特別の居室」、「特別の療養室」及び「特別の病室」（以下、「特別の居室」等という。）に相当するものを除く。）については、現行の小規模生活単位型特別養護老人ホームと同じ取扱いとし、居住費が発生する場合には、原則として利用を認めないこととする。

ただし、例外的に入所を認める場合には、転所までの間、各居室に係る介護保険による補足給付がなされた後の自己負担額（「居住費の負担限度額」に相当する額（実際の居住費が「居住費の負担限度額」を下回る場合には、その額））を福祉事務所払いの介護扶助費として支給することができることとする。

※ 多床室以外の居住費について、国保連に請求した場合には返戻されることとなる。

- 従来型個室のうち、「特別の居室」等については、利用を認めない。

ただし、「特別の居室」等であることによる追加費用が発生しない場合には、上記の従来型個室の取扱いと同じ取扱いとする。

（食費、居住費共通）

- 指定介護機関に対しては、被保護者の食費及び居住費の設定において介護保険の

「食費の基準費用額」及び「居住費の基準費用額」（介護保険法第51条の2）の額の範囲内とすることを義務付ける。

※ 「指定介護機関介護担当規定」（平成12年厚生省告示第191号）及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」（平成12年厚生省告示第214号）の改正を予定。

(2) ショートステイ（短期入所生活介護及び短期入所療養介護）における食費及び滞在費の取扱い等について

（食費の取扱い）

- ショートステイを利用する被保護者については、食費は生活扶助費（居宅基準）に含まれているものであることから、生活保護（介護扶助、生活扶助）による新たな対応は行わない。

（滞在費の取扱い等）

- 多床室については、滞在費が全額介護保険（特定入所者介護サービス費）により賄われるため、滞在費に係る負担は発生しない。
- ユニット型個室、ユニット型準個室及び従来型個室を利用した場合の滞在費については、生活保護による新たな対応は行わない。（利用者負担となる。）
ただし、被保護者が滞在費を自己負担して利用することは認めることとし、その場合は、介護保険の1割負担分は介護扶助で負担する。（国保連払い）

（食費、居住費共通）

- 指定介護機関に対しては、被保護者の食費及び居住費の設定において介護保険の「食費の基準費用額」及び「滞在費の基準費用額」（介護保険法第61条の2）の額の範囲内とすることを義務付ける。
- ※ 「指定介護機関介護担当規定」（平成12年厚生省告示第191号）及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」（平成12年厚生省告示第214号）の改正を予定。

(3) 通所サービスにおける食費の取扱いについて

- 通所サービスを利用する被保護者については、食費は生活扶助費（居宅基準）に含まれているものであることから、生活保護（介護扶助、生活扶助）による新たな対応は行わない。（利用者負担となる。）

2 介護保険の被保険者以外の者に係る食費及び居住費の取扱いについて

- 施設入所又はサービス利用の取扱いについては、介護保険の被保険者と同様の取扱いとする。
- 食費及び居住費の取扱いについては、以下のものが介護扶助の対象となる。
 - ※ 費用については、介護保険被保険者の場合の介護保険と介護扶助の範囲を介護扶助により支払う。

（国保連払いの費用）

- ・ 施設入所者の食費に係る介護保険の特定入所者介護サービス費及び「食費の負担限度額」相当額（「食費の基準費用額」の範囲内の実際の食費の額）
- ・ 多床室入所者の居住費に係る介護保険の特定入所者介護サービス費相当額（「居住費の基準費用額」の範囲内の実際の居住費の額）

（福祉事務所払いの費用）

- ・ 特例的に入所を認める場合のユニット型個室、ユニット型準個室又は従来型個室を利用する施設入所者に係る居住費に係る介護保険の特定入所者介護サービス費及び「居住費の負担限度額」相当額（「居住費の基準費用額」の範囲内の実際の居住費の額）
- ・ ショートステイで多床室を利用する場合の滞在費に係る介護保険の特定入所者介護サービス費相当額（「居住費（滞在費）の基準費用額」の範囲内の実際の滞在費の額）
- ・ ショートステイで多床室以外の居室を利用する場合の滞在費に係る介護保険の特定入所者介護サービス費相当額（「居住費（滞在費）の負担限度額」相当額は被保護者の負担とする。）

- ・ ショートステイを利用する場合の食費に係る介護保険の特定入所者介護サービス費相当額（「食費の負担限度額」相当額は被保護者の負担とする。）

3 生活保護法非指定の施設の入所者から保護申請があった場合の取扱いについて

- 指定介護機関以外の介護施設の入所者が要保護状態となった場合には、指定介護機関への転所等をした後に保護を受けることが原則であるが、やむを得ない理由により生活保護法非指定の介護保険施設の入所者が当該施設において保護を要する場合には、次の取扱いとする。

- ・ 保護の要否判定においては、食費及び居住費の額は、介護保険の「食費の基準費用額」及び「居住費の基準費用額」を超えないものとして取扱い、その他は上記1及び2と同様の取扱いとする。ただし、介護扶助の支払方法については、すべて福祉事務所払いとなる。

4 境界層該当措置について

- 施設入所者及びショートステイの利用者に係る食費又は居住費（滞在費）につき、その「負担限度額」が減額されれば、保護を要しなくなる者については、介護保険において境界層該当措置が行われるため、福祉事務所においてその証明を行う。

※ 境界層該当証明については、上記1及び2において介護扶助の対象とならない食費、居住費又は滞在費に対しても行う。

- 改正法施行後の境界層該当措置の優先順位については、次のとおりとする。

- ・ 給付減額等の措置
- ・ 居住費の負担限度額（居室の種類、施設の種類により減額措置が異なる）
- ・ 食費の負担限度額
- ・ 利用者負担額
- ・ 介護保険料

※ 具体的なイメージについては、別紙参照

(別紙 略)

○ 居住費の算定については、施設の場合は、入所中又は入所予定の居室の種類により、また、滞在費の算定については、ケアプランにおいて利用が計画されている（複数の種類の居室を利用することが計画されている場合には、利用回数が最も多い居室の種類）居室の種類により、境界層該当証明を行う。

○ 改正法（改正通知）施行前に福祉事務所が行った境界層該当証明については、その証明書に基づいて介護保険の保険者において境界層該当措置の判断ができると判断されたものについては、改正法施行に伴う新たな証明を要しないこととする。

ただし、福祉事務所においては、介護保険の保険者から保護費及び収入の積算等境界層該当証明の内容について照会があった場合には、必要な協力を行うこととする。

5 その他

○ 施設介護の本人支払額の収入充当順位については、施設介護費（食費及び居住費を除く）、食費、居住費の順に充当することとする。

被保護者に係る食費及び居住費の負担について

受給者 年齢	サービス種類		費用の負担方法			
	食費・居住費等の 区分	居室の種類	負担限度額	基準費用額と 負担限度額の差		
65歳以上 (保険併用)	施設サービス	食費	/	介護扶助	介護保険 (特定入所者介護サービス費)	
		居住費	多床室	/		原則多床室入所とする ※特例的に入所する場合は 福祉事務所払いの介護扶助 ※連合会へ公費請求された 場合は返戻
			従来型個室			
			ユニット型準個室			
	ユニット型個室					
	短期入所サービス	食費	/	利用者負担		
		滞在費	多床室	/		利用者負担
			従来型個室			
			ユニット型準個室			
	ユニット型個室					
通所サービス	食費	/	全額利用者負担(補足給付なし)			

受給者 年齢	サービス種類		費用の負担方法			
	食費・居住費等の 区分	居室の種類	負担限度額	基準費用額と 負担限度額の差		
40歳 ～ 64歳 (生保単独)	施設サービス	食費	/	介護扶助		
		居住費	多床室	/	介護扶助	
			従来型個室	原則多床室入所とする ※特例的に入所する場合は福祉事務所払いの介護扶助 ※連合会へ公費請求された場合は返戻		
			ユニット型準個室			
	ユニット型個室					
	短期入所サービス	食費	/	利用者負担	介護扶助 ※福祉事務所払い	
		滞在費	多床室	/		利用者負担
			従来型個室			
			ユニット型準個室			
	ユニット型個室					
通所サービス	食費	/	全額利用者負担			

※特に記載のない「介護扶助」は、国保連払いの介護扶助である。

※通所サービスの食費には、基準費用額及び負担限度額の仕組みはない。

○境界層措置例(収入額80,000円の要介護者(利用者負担限度額第3段階)が特別養護老人ホーム入所の場合)

収入と介護費及び介護保険料を除く最低生活費の額との差額 60,220円-①

多床室	介護費等の種類		自己負担額	境界層措置				自己負担上限額 第3段階 ↓ 第2段階	減額合計
	1日当たりの費用 ×30日			居住費 第3段階 ↓ 第2段階	居住費 第2段階 ↓ 第1段階	食費 第3段階 ↓ 第2段階	食費 第2段階 ↓ 第1段階		
多床室	居住費	320円×30日=	9,600円						
	食費	650円×30日=	19,500円						
	高額介護サービス費自己負担上限額		24,600円						
	介護保険料		4,000円						
	合計		57,700円						0円
ユニット型個室	居住費	1,840円×30日=	49,200円	820円×30日= 24,600円 (△24,600)		390円×30日= 11,700円 (△7,800)	300円×30日= 9,000円 (△2,700)		
	食費	650円×30日=	19,500円					15,000円 (△9,800円)	
	高額介護サービス費自己負担上限額		24,600円						
	介護保険料		4,000円						
	合計		87,300円	①< 72,700円 (△24,600)		①< 64,900円 (△32,400)	①< 62,200円 (△35,100)	①> 52,600円 (△44,700円)	44,700円
ユニット型個室	居住費	1,310円×30日=	39,300円	480円×30日= 14,700円 (△24,600)		390円×30日= 11,700円 (△7,800)			
	食費	650円×30日=	19,500円						
	高額介護サービス費自己負担上限額		24,600円						
	介護保険料		4,000円						
	合計		87,400円	①< 82,800円 (△24,600)		①> 55,000円 (△32,400)			32,400円
従来型個室	居住費	820円×30日=	24,600円	420円×30日= 12,600円 (△12,000)	320円×30日= 9,600円 (△3,000)				
	食費	650円×30日=	19,500円						
	高額介護サービス費自己負担上限額		24,600円						
	介護保険料		4,000円						
	合計		72,700円	①< 60,700円 (△12,000)	①> 57,700円 (△15,000)				15,000円

※介護保険料は月額基準額4,000円とした。
 ※1ヶ月を30日として計算した。
 ※なお、居住費は施設入所中又は入所を予定している居室の種類により算定される。